

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年5月9日

【四半期会計期間】 第16期第3四半期(自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)

【会社名】 株式会社アーバネットコーポレーション

【英訳名】 URBANET CORPORATION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 服部 信治

【本店の所在の場所】 東京都千代田区二番町5番地6

【電話番号】 03-3512-5111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 鳥居 清二

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区二番町5番地6

【電話番号】 03-3512-5005

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 鳥居 清二

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 第3四半期 累計期間	第16期 第3四半期 累計期間	第15期
会計期間			
売上高 (千円)	3,472,701	4,853,818	6,818,330
経常利益 (千円)	47,694	438,058	422,362
四半期(当期)純利益 (千円)	46,981	558,888	421,412
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	705,083	781,488	705,083
発行済株式総数 (株)	44,286	93,568	44,286
純資産額 (千円)	1,023,038	2,062,122	1,419,058
総資産額 (千円)	6,109,871	7,196,981	5,623,410
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	553.33	6,336.73	4,958.93
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	549.58	6,118.74	4,908.35
1株当たり配当額 (円)	-	-	2,000.00
自己資本比率 (%)	16.5	28.5	25.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	937,522	667,095	46,945
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	133,790	33,150	125,790
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	633,005	694,540	137,493
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	740,404	1,215,655	1,221,360

回次	第15期 第3四半期 会計期間	第16期 第3四半期 会計期間
会計期間		
1株当たり四半期純利益金額 (円)	2,509.90	500.90

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

3 当社は、平成24年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期における世界経済は、米国経済の脆弱ながらも堅調な回復とユーロ経済圏の金融信用不安回避への継続的な努力並びに中国経済の大幅な景気後退という環境下、従来からの経済圏に加えて我が国も参加の方向性を示したTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)等のいくつかの新しい地域経済連携努力が続いております。また、我が国経済は、進まない東日本大震災からの復旧復興や原子力発電課題等の国内問題を抱えたなか、昨年末の自民党政権復帰とアベノミクスへの期待により始まった円安・株高基調は、日本銀行黒田新総裁による異次元的な金融緩和策の発表により加速し、急激な円安と株高が進んでおります。

当社の事業領域であります不動産業界におきましては、金融機関の不動産融資への緩和傾向のなか、不動産価格は地方での価格下げ止まりに加え、首都圏においては地価の上昇が顕著となってまいりました。また、従前より続く職人不足を核とした建設費の上昇は、円安による建築資材のコストアップを見込んで、一層拡大しております。一方、販売面におきましては、株高から連想される不動産価格の上昇を見越して、消費税増税前の駆込需要を含み、分譲住宅の販売は好調に推移し始めました。また、年金支給年齢に言及された昨年秋より活況となりました投資用ワンルームマンションの販売は現在も活況を呈しており、業績拡大に向けた将来性は明るさを増しております。しかしながら、国内所得・雇用環境は依然として厳しく、投資用ワンルームマンションの販売価格を左右する賃貸価格の上昇には時間がかかり、短期的には用地価格並びに建設費用の上昇を考慮すれば、来期後半以降しばらくの間の開発物件予想粗利率の低下は避けられないものと思われれます。

このような事業環境にありまして、当社は、開発物件の予定どおりの竣工・売上計上を進めるとともに、来期(平成26年6月期)並びに再来期(平成27年6月期)用の新規開発物件の購入を進めてまいりました。幸いなことに、前期(平成24年6月期)にリーマンショック時の影響を全て払拭したことにより、当社に対する金融機関の対応は予想を超えて改善し、融資枠の拡大や新規金融機関の開拓も順調に進んでおります。また、平成25年2月7日に開示いたしましたコミットメント条項付き第三者割当契約にもとづく第三者割当新株予約権は、当第3四半期末までに2,200株が行使され、当社は1億円強の払い込みを受けており、その後も順調に行使が進むものと思われれます。

このような状況のもとで、当第3四半期におきましては、投資用ワンルームマンション『AXAS東十条アジュールコート』で32戸、『ステージファースト明大前アジュールコート』で17戸、『メインステージ錦

糸町 エグザ』で7戸が当社の当初予想を超えて前倒しに販売されました。また、分譲用ファミリーマンション『グランアジュール大島パークサイド』で未売却分6戸、石川台の投資用ワンルームマンションの1階店舗1戸の販売により計63戸の売却が進み、第2四半期までの売却完了分144戸を合わせまして計207戸の売上を計上いたしております。

この結果、当第3四半期累計期間における当社の業績は、売上高4,853百万円（前年同四半期比39.8%増）、営業利益529百万円（前年同四半期比821.9%増）、経常利益438百万円（前年同四半期比818.5%増）、四半期純利益558百万円（前年同四半期比1,089.6%増）となりました。

各事業内容別の業績は以下のとおりであります。なお、当社は、「1 四半期財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、投資用・分譲用マンションの開発・仕入及び販売を主体とする不動産事業の単一セグメントであるため、不動産事業内容別に記載しております。

（不動産開発販売）

投資用ワンルームマンション6棟（153戸）、分譲用ファミリーマンション1棟（44戸）、分譲用コンパクトマンション1棟（9戸）、店舗物件（1戸）及び入谷PJの設計監理等の業務受託等により不動産開発販売売上高合計は4,774百万円（前年同四半期比56.5%増）となりました。

（不動産仕入販売）

買取再販の販売実績はありません（前年同四半期の売上高383百万円）。

（その他）

不動産賃貸業の売上のほか、事業用地の仲介業務を行ったことにより、その他売上高合計は79百万円（前年同四半期比103.1%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産残高は、前期末に比べ1,573百万円増加し、7,196百万円となりました。これは主として販売用不動産が1,201百万円、仕掛販売用不動産が232百万円及び繰延税金資産が161百万円それぞれ増加したことによるものであります。

負債は、前期末に比べ930百万円増加し、5,134百万円となりました。これは主として買掛金が379百万円、短期借入金が139百万円、1年内返済予定の長期借入金が381百万円及び長期借入金が95百万円それぞれ増加した一方で、前受金が96百万円減少したことによるものであります。

純資産は、前期末に比べ643百万円増加し、2,062百万円となりました。これは主として四半期純利益を558百万円、新株予約権の行使に伴う新株の発行により資本金及び資本準備金がそれぞれ76百万円増加する一方で、86百万円の利益剰余金の配当を実施したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前期末に比べ5百万円減少し、1,215百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により支出した資金は、667百万円（前年同四半期は937百万円の支出）となりました。これは主に、税引前四半期純利益や仕入債務の増加を計上する一方、たな卸資産（仕掛販売用不動産）の増加により資金が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は、33百万円（前年同四半期は133百万円の獲得）となりました。これは主に、定期預金の預入による資金の減少によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、694百万円（前年同四半期は633百万円の獲得）となりました。これは主に、不動産開発事業に関する新規借入金の調達により資金が増加した一方で、販売用不動産の売却に伴う長期借入金の返済や配当金の支払により資金が減少したことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期累計期間において、該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000
計	320,000

(注) 平成24年7月1日付で1株を2株に株式分割しており、それに伴い定款の変更を行い、発行可能株式総数を160,000株から320,000株へ変更いたしました。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年5月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	93,568	101,680	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株制度を採用していない ため、単元株式数はありません。
計	93,568	101,680		

(注) 平成24年7月1日付で1株を2株に株式分割しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年2月7日
新株予約権の数(個)	99
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,876
新株予約権の行使期間	平成25年2月25日～平成27年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,876 資本組入額 25,438
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式9,900株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という）は100株とする）。但し、本項 号及び 号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

当社が第3項の規定に従って行使価額（第2項 号に定義する、以下同じ）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第3項 号及び 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という）場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という）は、50,876円とする。但し、行使価額は第3項に定めるところに従い調整されるものとする。

3 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、本項 号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

a 本項 号bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

b 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

c 本項 号bに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項 号bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

d 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の取得と引換えに本項第 号bに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

e 本項 号aからdまでの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項 号aからdにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

行使価額調整式で使用する時価及び既発行株式数並びに端数調整については、次に定めるところによる。

a 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

b 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）（以下「JASDAQスタンダード」という）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

c 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

本項 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

a 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

b その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

c 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4 その他の本新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%（但し、第3項 号及び 号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、第3項 号及び 号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される）を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が行使時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の一部行使はできない。

- 5 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割継承会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当時会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年1月1日～ 平成25年3月31日 (注)1	4,996	93,568	76,405	781,488	76,405	181,701

(注)1 新株予約権の行使による増加であります。

2 平成25年4月1日から平成25年5月9日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が8,112株、資本金及び資本準備金がそれぞれ199,873千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 93,568	93,568	
単元未満株式			
発行済株式総数	93,568		
総株主の議決権		93,568	

(注) 平成24年7月1日付で1株を2株に株式分割しております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期財務諸表等規則第4条の2第3項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成24年7月1日から平成25年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年6月30日)	当第3四半期会計期間 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,253,360	1,271,655
売掛金	1,512	-
販売用不動産	327,695	1,529,564
仕掛販売用不動産	3,739,009	3,971,334
仕掛品	12,341	-
繰延税金資産	-	161,000
その他	28,124	83,437
流動資産合計	5,362,043	7,016,992
固定資産		
有形固定資産	206,484	114,862
無形固定資産	4,375	1,864
投資その他の資産	50,507	63,262
固定資産合計	261,367	179,989
資産合計	5,623,410	7,196,981
負債の部		
流動負債		
買掛金	514,529	893,719
短期借入金	-	139,000
1年内返済予定の長期借入金	1,931,134	2,312,681
リース債務	-	2,888
未払法人税等	-	43,911
賞与引当金	-	17,574
その他	306,783	169,369
流動負債合計	2,752,447	3,579,144
固定負債		
長期借入金	1,447,080	1,542,747
リース債務	-	12,227
その他	4,825	740
固定負債合計	1,451,905	1,555,714
負債合計	4,204,352	5,134,858
純資産の部		
株主資本		
資本金	705,083	781,488
資本剰余金	198,704	279,616
利益剰余金	520,226	992,250
自己株式	18,555	-
株主資本合計	1,405,458	2,053,355
新株予約権	13,600	8,767
純資産合計	1,419,058	2,062,122
負債純資産合計	5,623,410	7,196,981

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成23年7月1日 至平成24年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成25年3月31日)
売上高	3,472,701	4,853,818
売上原価	2,813,696	3,769,321
売上総利益	659,004	1,084,497
販売費及び一般管理費	601,581	555,095
営業利益	57,422	529,401
営業外収益		
受取利息	165	141
投資事業組合運用益	100,812	-
その他	1,875	428
営業外収益合計	102,853	569
営業外費用		
支払利息	83,456	69,489
支払手数料	28,901	17,621
雑損失	223	4,801
営業外費用合計	112,581	91,912
経常利益	47,694	438,058
税引前四半期純利益	47,694	438,058
法人税、住民税及び事業税	712	40,170
法人税等調整額	-	161,000
法人税等合計	712	120,829
四半期純利益	46,981	558,888

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成23年7月1日 至平成24年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成25年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	47,694	438,058
減価償却費	20,029	7,582
賞与引当金の増減額（は減少）	12,846	17,574
株式交付費	-	4,336
投資事業組合運用損益（は益）	100,812	-
受取利息及び受取配当金	165	141
支払利息	83,456	69,489
売上債権の増減額（は増加）	-	1,512
たな卸資産の増減額（は増加）	1,678,466	1,421,853
未払消費税等の増減額（は減少）	-	12,581
仕入債務の増減額（は減少）	570,941	379,190
その他	192,423	85,876
小計	852,053	602,708
利息及び配当金の受取額	165	141
利息の支払額	81,542	66,717
法人税等の支払額	4,091	2,189
営業活動によるキャッシュ・フロー	937,522	667,095
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	26,000	57,000
定期預金の払戻による収入	90,000	24,000
有形固定資産の取得による支出	5,897	-
有形固定資産の売却による収入	58	-
無形固定資産の取得による支出	900	-
出資金の分配による収入	75,664	-
敷金及び保証金の差入による支出	26	-
敷金及び保証金の回収による収入	1,124	-
その他	234	150
投資活動によるキャッシュ・フロー	133,790	33,150
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	3,245	139,000
長期借入れによる収入	1,583,391	2,024,600
長期借入金の返済による支出	883,763	1,547,386
株式の発行による収入	-	145,516
自己株式の処分による収入	-	20,459
配当金の支払額	63,376	86,669
その他	-	979
財務活動によるキャッシュ・フロー	633,005	694,540
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	170,726	5,704
現金及び現金同等物の期首残高	911,131	1,221,360
現金及び現金同等物の四半期末残高	740,404	1,215,655

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第3四半期累計期間
(自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成24年7月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更による当第3四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金	766,404千円	1,271,655千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	26,000千円	56,000千円
現金及び現金同等物	740,404千円	1,215,655千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年8月11日 臨時取締役会	普通株式	63,681	1,500	平成23年6月30日	平成23年9月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の未日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期累計期間(自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年8月9日 臨時取締役会	普通株式	86,864	2,000	平成24年6月30日	平成24年9月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の未日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第3四半期累計期間において、新株予約権の行使により、資本金が76,405千円、資本準備金が76,405千円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が781,488千円、資本準備金が181,701千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、投資用・分譲用マンションの開発・仕入及び販売を主体とする不動産事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

四半期財務諸表等規則第10条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成23年7月1日 至平成24年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成25年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	553円33銭	6,336円73銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	46,981	558,888
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	46,981	558,888
普通株式の期中平均株式数(株)	84,908	88,198
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	549円58銭	6,118円74銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	579	3,142
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当社は、平成24年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損益金額、普通株式の期中平均株式数及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(新株予約権の行使による増資)

当第3四半期会計期間終了後、平成25年4月1日から平成25年4月30日までに新株予約権の権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりであります。

(1)発行した株式の種類及び株式数 普通株式5,640株

(2)増加した資本金 141,715千円

(3)増加した資本準備金 141,715千円

これにより、平成25年4月30日現在の普通株式の発行済株式総数は99,208株、資本金923,204千円、資本準備金は323,416千円となりました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月9日

株式会社アーバネットコーポレーション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 哲也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高津 知之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーバネットコーポレーションの平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成24年7月1日から平成25年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーバネットコーポレーションの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。